


商標権の設定登録料・更新登録料の料金改定に関して

特許法等の一部を改正する法律(令和3年5月21日法律第42号)により、商標権の設定登録料・更新登録料(印紙代)が引き上げられます(令和4年4月1日施行)。

この法律の施行日である4月1日より前に納付する登録料には改定前の料金(旧料金)が、施行日以後に納付する登録料には改定後の料金(新料金)が適用されます。但し、設定登録料又は更新登録料を分割納付とした場合の前期分が旧料金であれば、施行日後に納付する後期分の登録料であっても旧料金となります(政令第344号附則第3条 )

商標権の設定登録時の登録料

納付方法	改定前(旧料金)	改定後(新料金)	10年分の値上幅
一括納付	28,200円×区分数	32,900円×区分数	4,700円
分割納付	16,400円×区分数×2	17,200円×区分数×2	1,600円

一括納付と分割納付(前期・後期分合計)の印紙代の差額は一区分当たり4,600円であったものが、改定後は1,500円となりますので、従前に比べ分割納付の割高感は小さくなります。

更新登録申請時の登録料

納付方法	改定前(旧料金)	改定後(新料金)	10年分の値上幅
一括納付	38,800円×区分数	43,600円×区分数	4,800円
分割納付	22,600円×区分数×2	22,800円×区分数×2	400円

一括納付と分割納付(前期・後期分合計)の印紙代の差額は一区分当たり6,400円であったものが、改定後は2,000円となりますので、従前に比べ分割納付の割高感は小さくなります。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

以上